

# 吉川市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

## (趣旨)

第1条 この細則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

## (市長が必要と認める書類)

第3条 省令第1条の2第1項の規定する市長が必要と認める書類は、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあつては、都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合していることを示す書類とする。

## (認定申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請、法第5条の6第1項の規定による認定の更新（以下「認定更新」という。）の申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定（以下「変更認定」という。）の申請を取り下げようとする者は、取下届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

## (不認定通知)

第5条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、不認定通知書（様式第2号）により、申請をした者に通知するものとする。

## (報告の徴収)

第6条 市長は、法第5条の8の規定により認定管理者等に対し管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めるときは、状況報告依頼書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の報告を求められた認定管理者等は、認定管理計画に関する状況報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に報告するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第5条の9の規定による命令をするときは、改善措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 認定管理者等は、法第5条の9の規定による命令を受け、必要な措置を講じた場合には、改善報告書（様式第6号）に報告内容を説明するための書類を添えて市長に報告するものとする。

(管理の取りやめ)

第8条 法第5条の10第1項第2号の規定による申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届（様式第7号）に、省令第1条の6の通知書（認定更新を受けた者にあつては省令第1条の8の通知書、変更認定を受けた者にあつては省令第1条の11の通知書）を添えて市長に届け出なければならない。

(認定の取消しの通知)

第9条 市長は、法第5条の10第2項の規定により通知するときは、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年1月6日から施行する。